

「主観的事項審査基準」

小山市建設工事入札参加資格審査事務処理要領第3条第2項に規定する主観点数については、次の区分ごとに算定した評価点の合計点とし、小山市内に設置された営業所のうち市内本店として認定を受けた建設業者に対し、付与することとする。

(1) 工事成績評点

入札参加資格申請の受付開始月の前30ヶ月の期間に完成し、検査を終了している工事（小山市が発注する発注金額が1件130万円を超える建設工事に限る。）の工種ごとの成績評点の平均値に対応する評価点を与える。

平均成績評点	評価点
68点未満	- 5点
68点以上 71点未満 (実績の無いものを含む)	0点
71点以上 74点未満	5点
74点以上 77点未満	10点
77点以上	15点

(2) 優良建設工事施工業者表彰

小山市優良建設業者表彰要綱に基づき、受賞した業者を定期的に入札参加資格申請を受ける年度及び前1ヵ年度に受賞した回数1回につき20点を与える。

共同企業体が受賞した場合は、その構成員それぞれが受賞したものと取扱う。

ただし、直近で行なわれる入札参加資格審査会までの間に、小山市優良建設業者表彰要綱第6条に規定する欠格事項に該当する場合は、この限りでない。

(3) 地域における社会的貢献

入札参加資格の申請日において下記の項目に該当する場合は、項目ごとに評価点を与える。

- ① 緑とあかりの里親として登録している事業者（5点）。緑とあかりの里親として、入札参加資格申請を受ける年度および前2ヶ年度のうち2ヶ年度以上、活動実績のある事業者（5点）。
- ② 小山市消防団協力事業所として認定されている事業者（10点）。
- ③ 小山市ワーク・ライフ・バランス推進事業者として認定されている事業者（10点）。

(4) 障がい者雇用状況

申請日直前の6月1日現在において障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に規定する事業主であって、同日現在において障がい者を1人以上、かつ、法定雇用労働者数以上雇用している事業者（10点）。又は、同法第43条第7項に規定する事業主以外のものであって、障がい者を1人以上雇用している事業者（10点）。

(5) 自立更生支援活動の実施状況

入札参加資格の申請日において管轄保護 観察所に協力雇用主として登録、又は栃木県就労支援事業者機構に雇用協力事業者として登録している事業者（5点）。加えて、入札参加資格の申請日前2年の間に、更生保護法（平成19年法律第88号）第48条に定める保護観察中の者又は同法第85条に定める更生緊急保護中の者を3ヶ月以上継続して雇用した実績を有する事業者には5点を与える。

(6) 指名停止状況

入札参加資格審査を受ける建設工事入札参加資格審査会の開催日前36ヶ月の期間に小山市において指名停止を受けた期間の累計により、登録する全工種に対し減点を行う。ただし、同一の指名停止案件についての減点は、一度のみとする。

指名停止期間1ヶ月につき4点（ただし、週単位の場合は1週間につき1点）を減点する。

- ※ 「主観点数の加点について」は、廃止する。
- ※ この基準は、平成18年4月1日から施行する。
- ※ この基準は、平成19年4月1日から施行する。
- ※ この基準は、平成25年1月1日から施行する。
- ※ この基準は、平成27年1月1日から施行する。
- ※ この基準は、平成29年1月1日から施行する。
- ※ この基準は、令和2年10月1日から施行し、令和3年度以降に締結する建設工事請負契約に係る建設業者の資格審査及び選定から適用する。